

日本における サステナビリティ報告 2014

kpmg.com/jp/sus



目次

エグゼクティブサマリー

1. 調査概要	3
1-1. 調査の目的および対象	
1-2. 調査方法	
2. サステナビリティ報告の基盤	4
2-1. サステナビリティレポートの発行の状況	
2-2. サステナビリティレポートの媒体	
2-3. サステナビリティ報告の財務報告への統合	
2-4. 第三者保証	
2-5. 報告ガイドラインの利用	
2-6. 組織バウンダリ	
3. 報告内容の決定と重要課題	12
3-1. 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示	
3-2. 重要課題と目標設定の関連性	
3-3. ステークホルダー・エンゲージメント	
4. 個別報告項目	14
4-1. 温室効果ガス排出量に関する開示	
4-2. 水資源に関する開示	
4-3. 人権に関する開示	
4-4. 紛争鉱物に関する開示	
4-5. サプライヤー評価に関する開示	
4-6. 人材の多様性に関する開示	
5. おわりに	20

エグゼクティブサマリー

2014年12月の時点で日経225の構成銘柄となっている225社の日本企業が2014年に発行したサステナビリティレポートを対象とし、報告の実態を調査した。主要な調査結果は、以下の通りである。

サステナビリティ報告の基盤

- 225社のうち212社(94%)がサステナビリティレポートを発行しており、前年と比較して1ポイント増加した。
- サステナビリティ報告と財務報告とを一体化したレポートを発行している企業は48社となり、サステナビリティ情報開示を行う企業の23%がこの形態での開示を採用している。サステナビリティ報告と財務報告とを一体化した形態での企業情報開示は急速に拡大している。
- 一体化したレポートを発行している企業のうち、HTML形式やPDF形式で別途、より詳細なサステナビリティ情報を開示している企業が約8割となっている。
- サステナビリティレポートを発行している企業のうち、第三者保証を受けている企業は2013年から11社増えて64社となり、報告企業の30%を超えた。
- GRIガイドラインを利用しているレポートは約7割(148社)である。
- 単体や国内グループ会社にとどまらず、海外グループ会社までを含めたグローバルベースでデータを開示している企業の割合は、環境パフォーマンス指標については96社(45%)、社会パフォーマンス指標については79社(37%)となり、ともに前年より増加している。

報告内容の決定と重要課題

- 97社の企業が報告すべき重要課題の特定プロセスについて言及しており、うち78社が結果として特定された重要課題を開示している。この部分の開示には進展の傾向が見られるが、重要性の検討プロセスや特定された重要課題について開示する企業は依然半数以下である。
- 前回の調査と同様、半数以上の企業がステークホルダーとの関わりについて何らかの記述を行っているが、ステークホルダー・エンゲージメントによって得られた知見を報告内容の決定や重要課題の特定に活用している事例は少ない。

個別報告項目

- 154社(73%)の報告企業が、温室効果ガス排出量の削減目標を設定している。
- 何らかのスコープ3排出量を開示している企業数は前年と同レベルの123社(58%)であったが、カテゴリ別では全てのカテゴリについて前年から開示企業数が増加している。
- 水に関するリスクや機会について言及している企業は25社(12%)であり、過去3年間変化していない。サプライチェーンにおける水使用に伴うリスクに関する情報を開示している企業は、前年までに引き続きほぼ皆無である。
- 人権については、サプライチェーンに対する方針やコミットメントを開示している企業は前年から4ポイント増加して44%(94社)となっている。
- 紛争鉱物に関する方針または取組を開示している企業は、前年より6ポイント増加して33%(69社)となった。
- サプライヤー評価に関する具体的な開示内容としてCSR調達方針について開示している企業は127社(60%)である。このうち、サプライチェーンにおけるCSR関連のリスクや、それに対応する取組を開示している企業はその半数程度、サプライヤー監査の結果等の取組の結果までを開示している企業は報告企業全体の1割程度である。
- 報告企業の過半数はマネジメント層の女性比率など、人材の多様性に関する開示を行っていないが、今後の開示の進展が期待される。



1. 調査概要

1-1. 調査の目的および対象

本調査は、日本を代表する企業によるサステナビリティ報告の実態について様々な角度から定点観測し、その動向と課題を明らかにすることを目的として2010年から毎年継続的に実施されており、今が5年目の調査となる。

本調査では、2014年12月の時点で日経225の構成銘柄となっている日本企業225社が2014年に発行したサステナビリティレポートを対象としている。日経225は全35業種で構成されているが、調査の目的を踏まえ、本調査では以下の18業種に区分している。

業種区分	会社数
食品	11
繊維	5
化学	18
医薬品	8
電力・石油・ガス	7
窯業	9
鉄鋼業	5
非鉄金属	12
機械	16
電気機器	29
自動車	9
建設	8
小売業	8
銀行・証券・保険・その他金融業	21
鉄道・バス	8
通信	6
サービス業	7
その他	38

1-2. 調査方法

本調査は、前述の調査対象企業が冊子やウェブサイトで公表している「サステナビリティレポート」を対象とし、2015年1月から2015年2月の期間で実施した。

本調査における「サステナビリティレポート」の定義は、企業が自らの環境的側面や社会的側面に関連するパフォーマンスについて、ステークホルダーに対して定期的に報告するために発行している媒体としており、環境的側面のみが報告対象となっているレポートも含む。また、CSR報告書、社会・環境報告書等の報告書のタイトルも問わない。

さらに、サステナビリティ報告の形態がますます多様化している実態を踏まえ、単独で発行されているサステナビリティレポートだけではなく、サステナビリティ報告が財務報告に統合されているアニュアルレポートや、冊子やPDFの形態は採らずにHTMLの形式でのみ開示されているレポートも「サステナビリティレポート」の定義に含めている。ただし、HTMLの形式でのみ情報が開示されている場合には、報告対象組織(バウンダリ)や発行頻度といった要素が記載されている場合についてのみ、サステナビリティレポートを発行していると判断している。

2. サステナビリティ報告の基盤

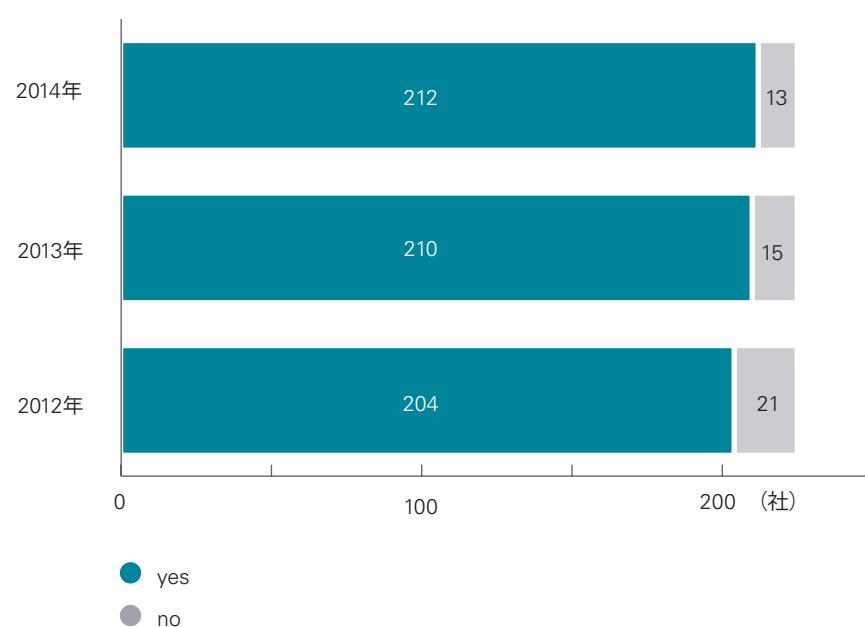
サステナビリティ報告を行うことは今や業種に関わらず標準的なビジネス慣行であり、サステナビリティ情報と財務情報を一体で報告する実務も急速に拡大している。一方でマルチステークホルダー向けのサステナビリティ情報開示は継続して行われている。サステナビリティ情報に信頼性を付与するための第三者保証は着実な広がりを見せており、3割のサステナビリティレポートが第三者保証を受けている。

2-1. サステナビリティレポートの発行の状況

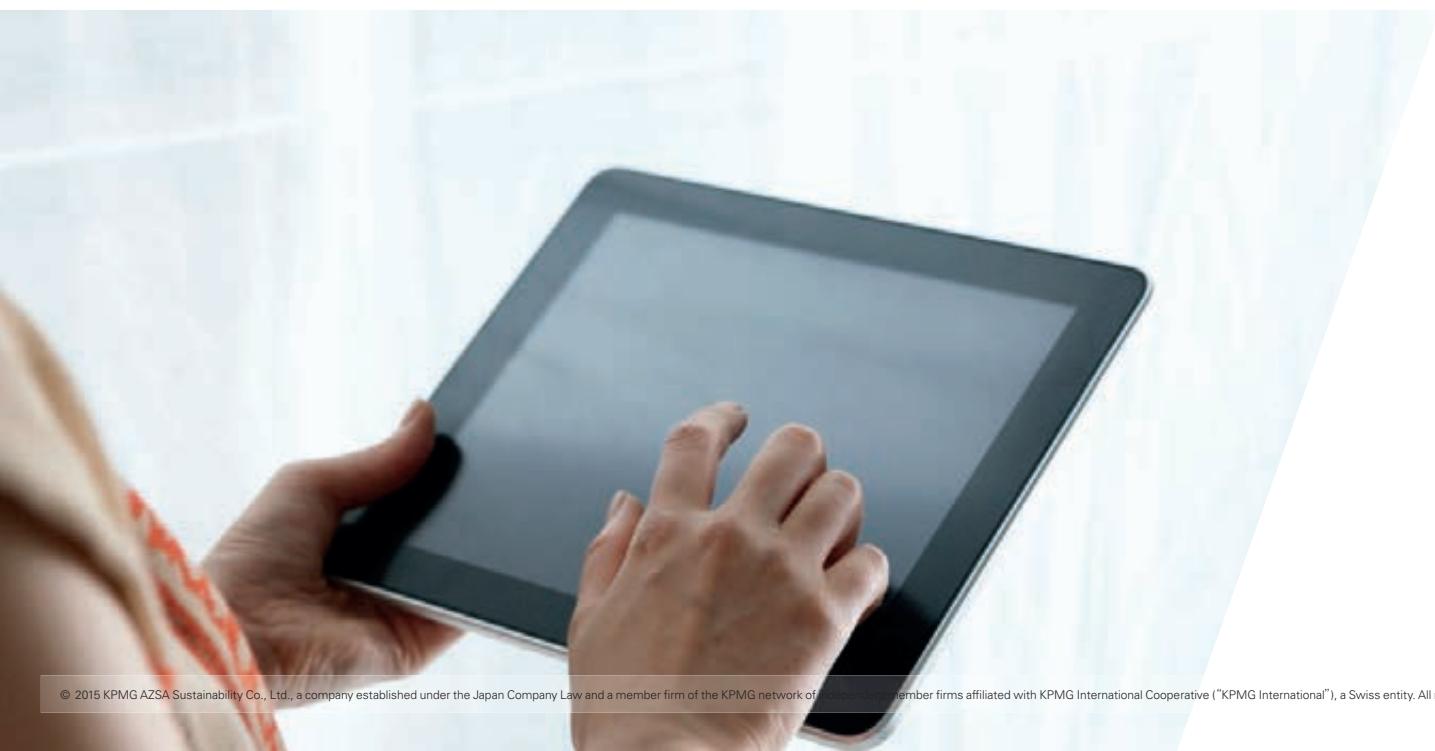
図2-1-1 サステナビリティレポートの発行の状況

調査対象の225社のうち212社(94%)がサステナビリティレポートを発行しており、前年と比較して1ポイント増加した(図2-1-1)。2012年から継続して90%を超えており、年々増加しているが、ほぼ飽和状態に達したとも言える。

比較的開示が遅れていた銀行、証券、保険などの金融機関においても、ここ数年で開示が進み、2014年は95%を超えた(表2-1-1)。最も開示の遅れているサービス業についても、前年に引き続き50%を超えており、業界間のギャップはますます小さくなっている。日本を代表する企業のほとんどがサステナビリティ報告に取り組んでいる状況であり、これは制度的な要請のある欧州の国々や南アフリカ共和国などと比べても「高い開示率である」と言える。



1 KPMG International “The KPMG Survey of Corporate Responsibility Reporting 2013”



2-2. サステナビリティレポートの媒体

サステナビリティ報告を行う媒体として冊子形式の詳細報告(フルレポート)を発行する企業の割合は、前年の73%から67%に減少している。一方で、ダイジェスト版のレポートを冊子形式で作成し、フルレポートをPDF形式で作成する企業など、複数の開示媒体を使い分け、それぞれの企業の想定する読み手の情報ニーズやアクセシビリティに配慮した開示を工夫する例が見受けられる。

表2-1-1 サステナビリティレポートの発行の状況(2014年、業種別)

業種	会社数	yes	no	%
食品	11	11	0	100.0%
繊維	5	5	0	100.0%
化学	18	18	0	100.0%
医薬品	8	8	0	100.0%
電力・石油・ガス	7	6	1	85.7%
窯業	9	7	2	77.8%
鉄鋼	5	5	0	100.0%
非鉄・金属	12	12	0	100.0%
機械	16	14	2	87.5%
電気機器	29	28	1	96.6%
自動車	9	9	0	100.0%
建設	8	8	0	100.0%
小売業	8	8	0	100.0%
銀行・証券・保険・その他金融業	21	20	1	95.2%
鉄道・バス	8	8	0	100.0%
通信	6	5	1	83.3%
サービス	7	4	3	57.1%
その他	38	36	2	94.7%
合計	225	212	13	94.2%

2-3. サステナビリティ報告の財務報告への統合

サステナビリティ報告と財務報告とを一体化したアニュアルレポートを発行している企業の数は着実に増加しており、2014年はサステナビリティ報告を行う企業の23%（48社）がこの形態での開示を採用している。独立したサステナビリティレポートを発行し、アニュアルレポートでもサステナビリティ情報を開示するという開示方法は最も多くの企業（97社、46%）が採用しているが、その比率は減少している（図2-3-1）。

統合報告の普及を進める国際団体である国際統合報告評議会（International Integrated Reporting Council: IIRC）は2013年12月に統合報告のフレームワークを公表しており、2014年はこのフレームワーク公表後初めての報告サイクルにあたる。アニュアルレポート等でサステナビリティ情報を開示している企業のうち、統合報告であると述べているのは30社（21%）であり、特にIIRCのフレームワークを参照している企業（16社、11%）が前年（3社、2%）と比較して大幅に増加しているのは、こうした動向を受けたものであると推察される。

2014年においてサステナビリティレポートとアニュアルレポートを一体化している企業48社のうち、37社（77%）が一体化されたレポート以外にHTML形式やPDF形式で、より詳細なサステナビリティ情報の開示を行っている（図2-3-2）。サステナビリティ報告と財務報告とを一体化したアニュアルレポートは主に投資家の情報ニーズを満たすべく作成されるものであり、それ以外のステークホルダーの多様な情報ニーズに応えるためには、他の媒体を用いて情報を補完する必要があると認識する企業が多いということが推察される。

図2-3-1 サステナビリティレポートのアニュアルレポートへの統合

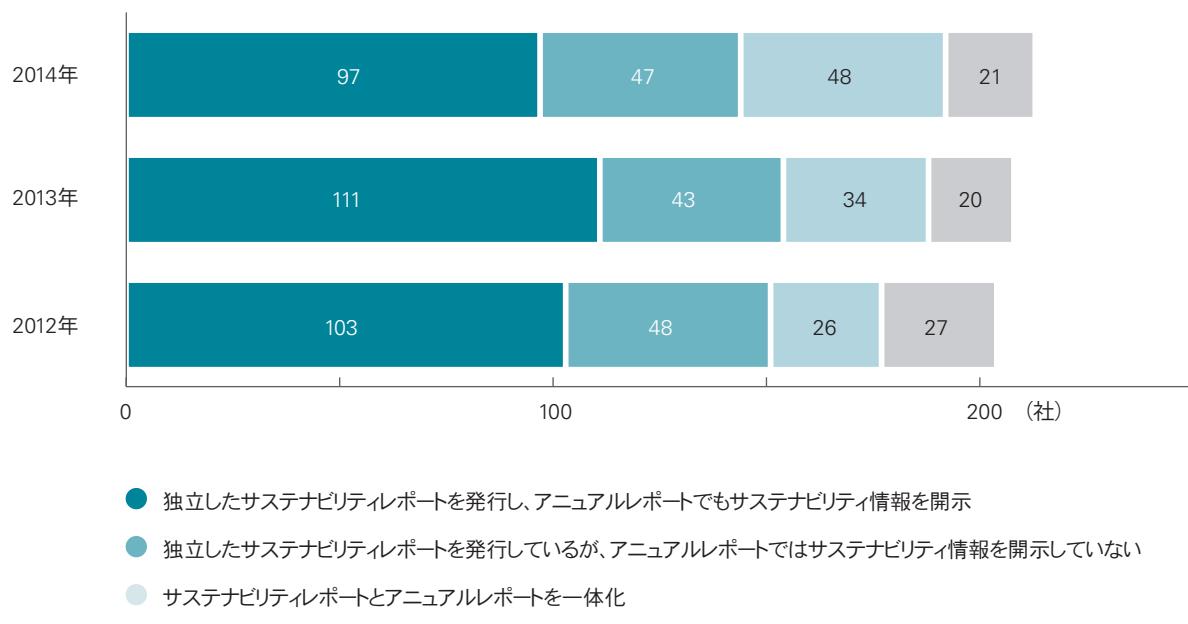
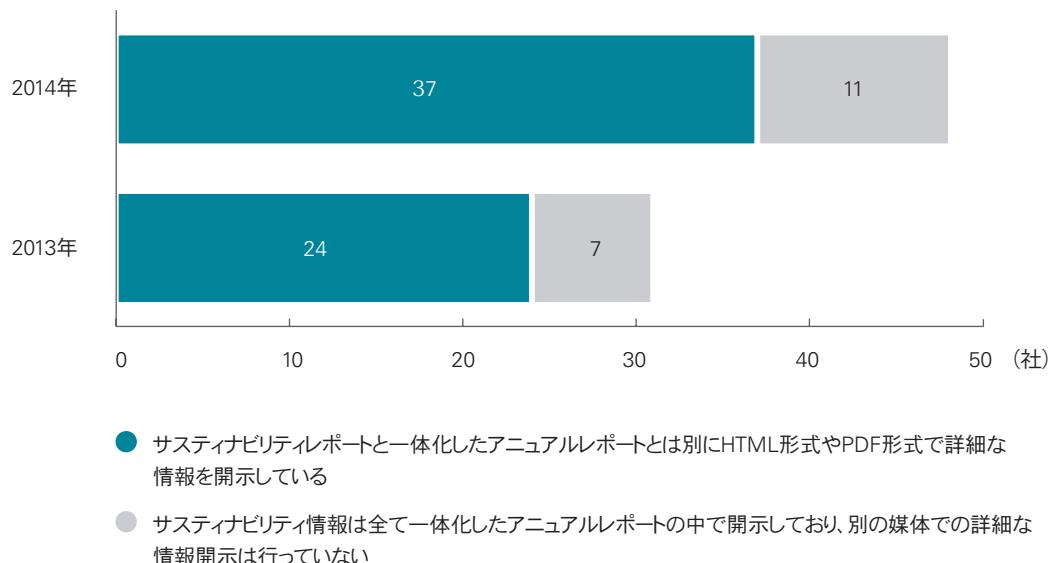


図2-3-2 一体化されたアニュアルレポートを発行している企業における、それ以外の媒体でのサステナビリティ情報の開示状況



2-4. 第三者保証

サステナビリティレポートの第三者保証は、環境パフォーマンスや社会パフォーマンスに対する信頼性の付与を主な目的とする。2014年に第三者保証を受けている企業は前年比で11社増加して64社となっており、これはサステナビリティレポートを発行している企業の30%に相当する(図2-4-1)。この割合は、欧州の主要国における比率と比較して低いと言えるが、ますます多くの投資家が企業のESG情報を投資の際の判断材料として利用するようになってきていることを鑑みれば、第三者保証を受ける日本企業は今後とも増加することが予想される。

保証を受けているレポートの発行企業としては、化学、機械、電気機器といった業種の企業が多い(表2-4-1)。一方、鉄鋼においては、第三者保証を受けている企業はない。

また、従来、日本企業のサステナビリティレポートの特徴として第三者保証は受けずに第三者意見のみを掲載しているレポートが多く見られ、2010年には50%のレポートがそのような開示を行っていたが、その割合は減少傾向にある。2014年には、第三者意見のみを掲載しているレポートは30%未満となっており、本調査において初めて、第三者保証を受けているレポートの割合を下回った。

図2-4-1 第三者保証を受けているレポート

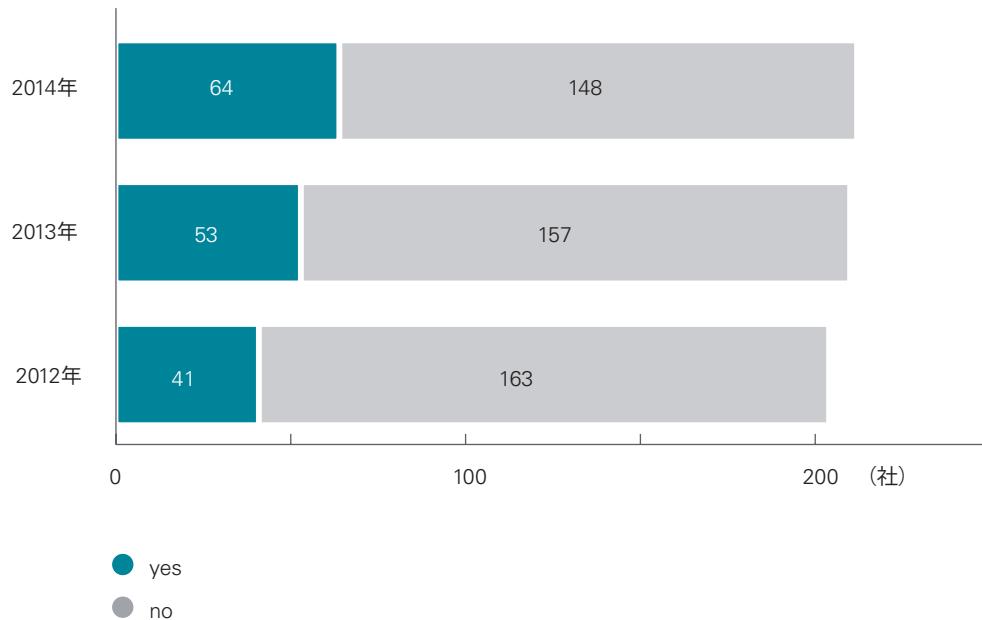
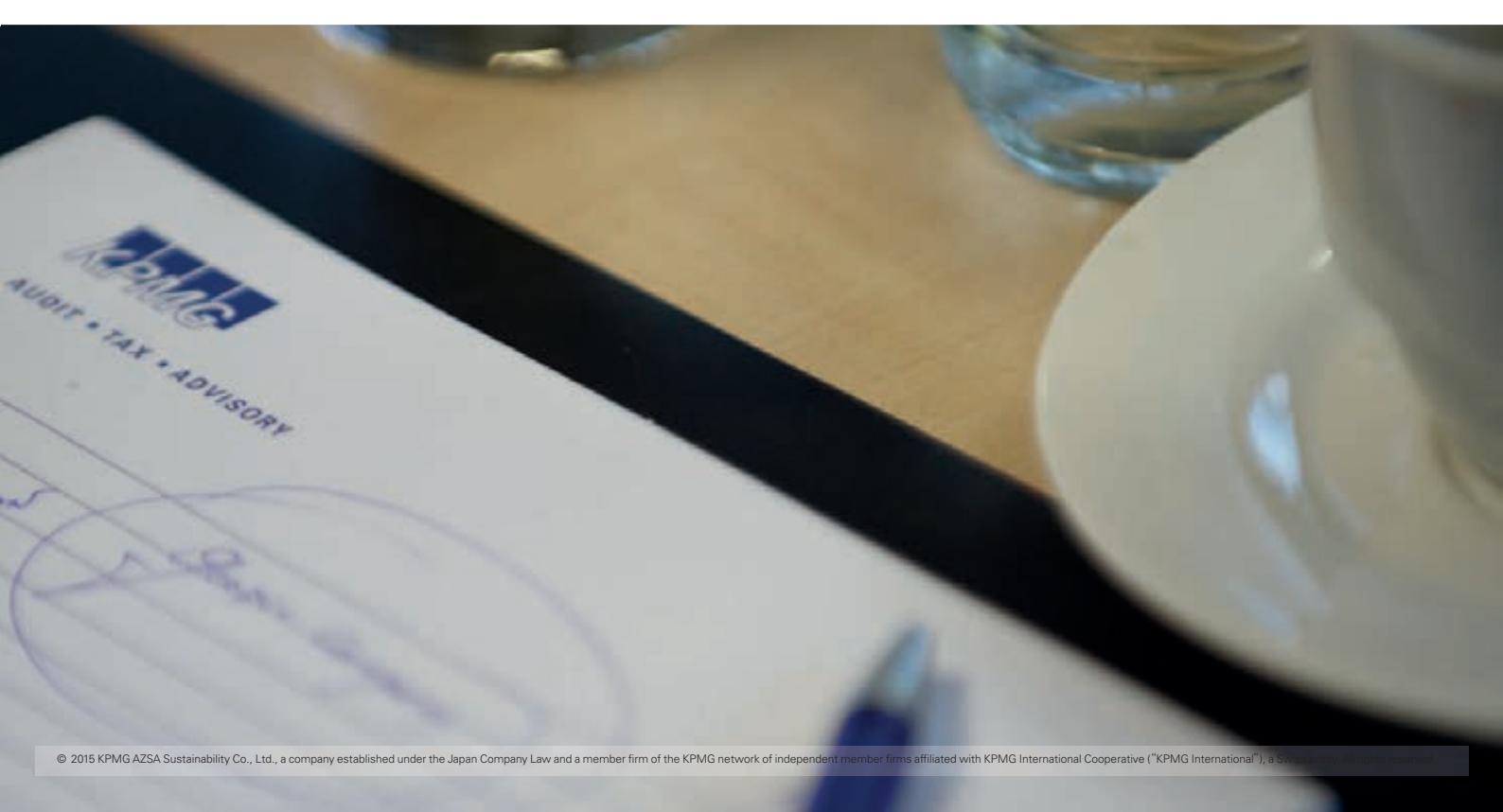


表2-4-1 第三者保証を受けているレポート(業種別、2014年)

業種	会社数	yes	no	%
食品	11	3	8	27.3%
繊維	5	2	3	40.0%
化学	18	7	11	38.9%
医薬品	8	2	6	25.0%
電力・石油・ガス	6	3	3	50.0%
窯業	7	3	4	42.9%
鉄鋼	5	0	5	0.0%
非鉄・金属	12	3	9	25.0%
機械	14	6	8	42.9%
電気機器	28	7	21	25.0%
自動車	9	3	6	33.3%
建設	8	3	5	37.5%
小売業	8	1	7	12.5%
銀行・証券・保険・その他金融業	20	5	15	25.0%
鉄道・バス	8	2	6	25.0%
通信	5	1	4	20.0%
サービス	4	2	2	50.0%
その他	36	11	25	30.6%
合計	212	64	148	30.2%



2-5. 報告ガイドラインの利用

これまでと同様、報告ガイドラインとして最も広く利用されているのはGRIのSustainability Reporting Guidelines (GRIガイドライン)²と環境省の環境報告ガイドライン³であるが、GRIガイドラインの利用社数が高止まりする一方、環境報告ガイドラインの利用社数は減少傾向にある(図2-5-1)。2014年は、2013年5月にGRIガイドライン第4版(G4)が公表されてから最初の報告サイクルにあたり、56社(26%)がG4を「参照」や「参考」等の形で利用している。また、G4の準拠オプションの宣言を行う企業(Core(中核)レベル4社、Comprehensive(包

2 本調査の「GRIガイドライン」には、G3、G3.1、G4が含まれる。

3 本調査の「環境報告ガイドライン」には、2007年版と2012年版が含まれる。

括)レベル1社)も現れている。一方、第3版(G3)、第3.1版(G3.1)のアプリケーション・レベル⁴の自己宣言を行う企業は減少傾向にあり、2014年には14社(7%)にまで減っている。

GRIは、2016年1月1日までをG4への移行期間と設定しており、これ以降に発行されるレポートでGRIガイドラインを利用する場合はG4の利用を求めている。また、その利用に際しては、CoreまたはComprehensiveのいずれかのレベルの準拠規準を満たすか、完全には準拠規準を満たさず利用するかのオプションが示され、準拠規準を満たさ

ない利用の場合にも、その旨を明記した上で具体的な利用箇所を内容索引の形で記載することなどが示されている。すなわち、G4に準拠するかしないかにかかわらず、G4ガイドラインを利用する場合には、どのようにガイドラインを利用したのかを明確にすることが求められる。

従来、日本企業においては、GRIガイドラインの利用に際し、「参照」や「参考」という形でガイドラインに言及するのみで、内容索引の開示も行わないという対応も見られてきた(今回の調査では49社、23%)。また、アプリケーション・レベルや準拠オプションの宣言なしで内容索引のみを掲載するという対応も80社(38%)で行われている。GRIガイドラインの指針に厳密に対応するというよりも、ゆるやかな運用を行う企業が多かったと言えるが、この移行期間中に、より厳密に

4 G3/G3.1のアプリケーション・レベルはA、B、Cの3段階であり、開示が要求される情報はAが最も多く、Cが最も少ない。さらに、第三者保証を受けている場合、A+、B+、C+のようにプラス(+)を付けることができる。G4の準拠オプションはCoreとComprehensiveの2段階であり、開示が要求される情報はComprehensiveの方が多い。

図2-5-1 利用されている報告ガイドライン

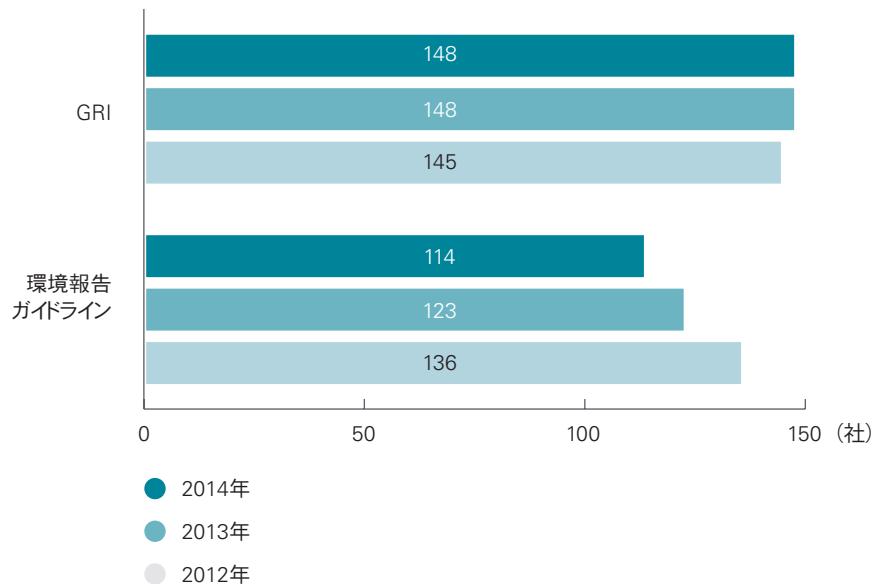
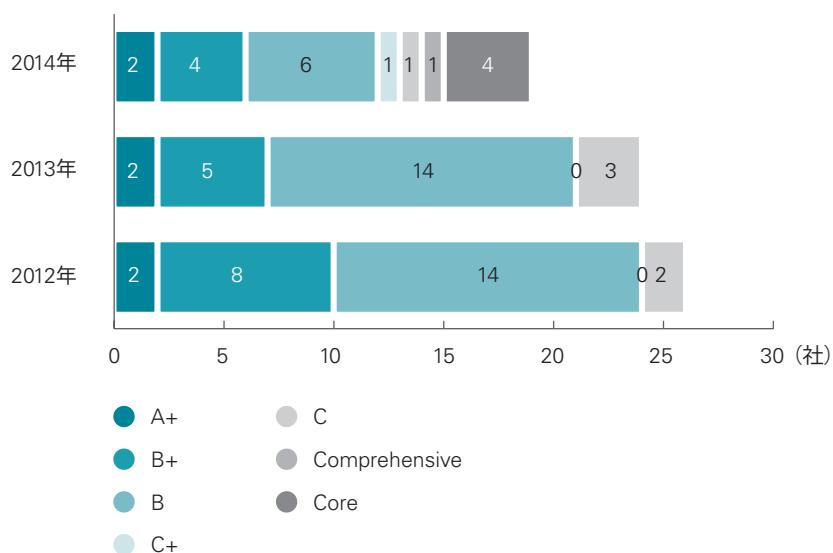


図2-5-2 G3/G3.1のアプリケーション・レベルあるいはG4の準拠規準を自己宣言しているレポート



G4に対応するサステナビリティレポートの開示準備を進めている企業も多いと推察される。日本企業におけるG4の利用方法に関する動向については、今後も継続して注視する必要がある。

なお、本来はサステナビリティ報告に関するガイドラインではないが、ISO26000を報告書作成上の参考としている企業は前年の70社から46社に減少した一方、国連グローバルコンパクトの10原則を参考としているとする企業は11社から13社に増加している。

2-6. バウンダリ

前年に引き続き、環境パフォーマンス指標と社会パフォーマンス指標について原則的にどの範囲でバウンダリが設定されているかについて調査した。その結果、環境パフォーマンス指標については45% (96社)が、社会パフォーマンス指標については37% (79社)が、原則的に単体および国内・海外の主要グループ会社についてデータを開示していることがわかった⁵ (図2-6-1、図2-6-2)。

環境に比べると社会パフォーマンス指標のバウンダリが限定的という傾向は前年と変わらないが、両者ともに国内・海外の連結対

象会社を含む方向へ進む情報開示の流れが引き続き観察された。

⁵ 実際には指標によってバウンダリが異なるケースが多い。また、社会パフォーマンス指標については開示されている指標の数そのものが少ないために限定的な範囲での判断となる。

図2-6-1 環境パフォーマンス指標のバウンダリ

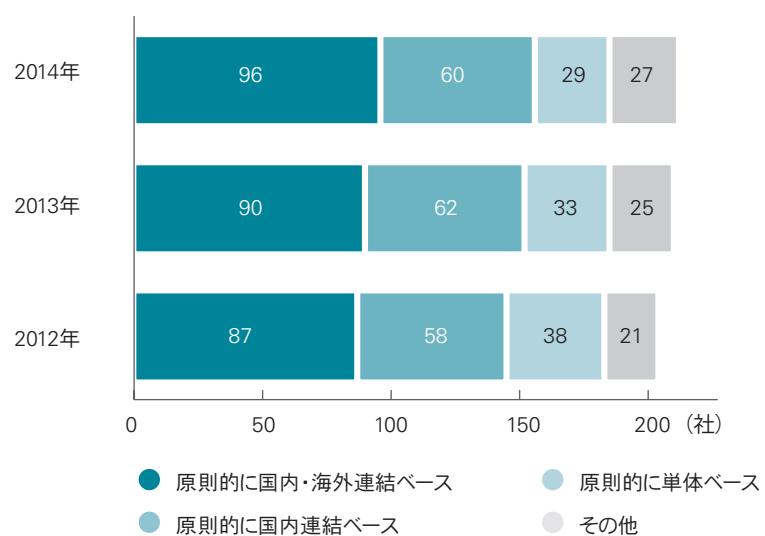
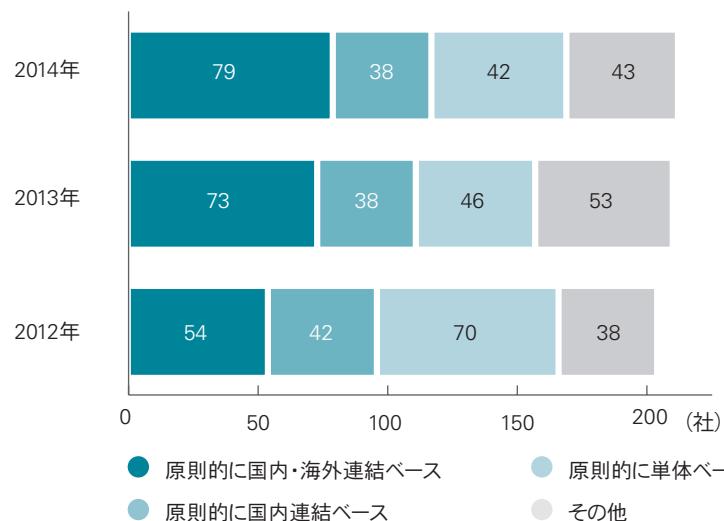


図2-6-2 社会パフォーマンス指標のバウンダリ



3. 報告内容の決定と重要課題

サステナビリティに関する課題は多岐にわたるが、個々の企業にとって全ての情報が等しく重要であるわけではない。多くの情報の中から、何が自社のサステナビリティ報告に値するかを決定するためには、課題の優先順位付けを行うことが必要である。しかし、多くの日本企業のサステナビリティ報告は、重要課題にフォーカスした情報開示に問題を抱えている。

3-1. 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示

2014年のサステナビリティ報告においては、報告企業全体の46%に相当する97社が、報告内容の決定プロセスについて何らかの説明を行っている(図3-1-1)。また、報告内容の決定プロセスについて説明している企業のうち、結果として特定された重要課題を開示しているのは78社(80%)となり、前年の73社(78%)から微増している(図3-1-2)。一方で、報告企業全体の63%は、結果として特定された重要な課題を開示していない状況にある。

企業のサステナビリティに関する課題は多岐にわたるが、全ての情報がステークホルダーにとって等しく重要であるわけではない。特に投資家の多くは、将来的な企業価値に大きなインパクトを及ぼす可能性のある重要な課題に関する情報を得たいと考えており、重要性にフォーカスされた情報開示を企業に期待している。したがって、企業自らがどのように自らの重要性を検討し、結果としてどのような課題を重要課題として特定したかという情報は、投資家の情報ニーズに適うものである。

GRIガイドラインに準拠して報告を行おうとする企業には、遅くとも2016年に発行するサステナビリティレポートにおいて、重要な課題の検討プロセスや特定された重要課題に関する説明を行うことが求められる。しかし、GRIガイドラインに準拠するかどうかに関わらず、ステークホルダーのニーズに応える情報開示を行おうとすれば、重要な課題の検討のプロセスと結果について説明することが求められる。

図3-1-1 サステナビリティ報告内容の決定プロセスの説明の有無

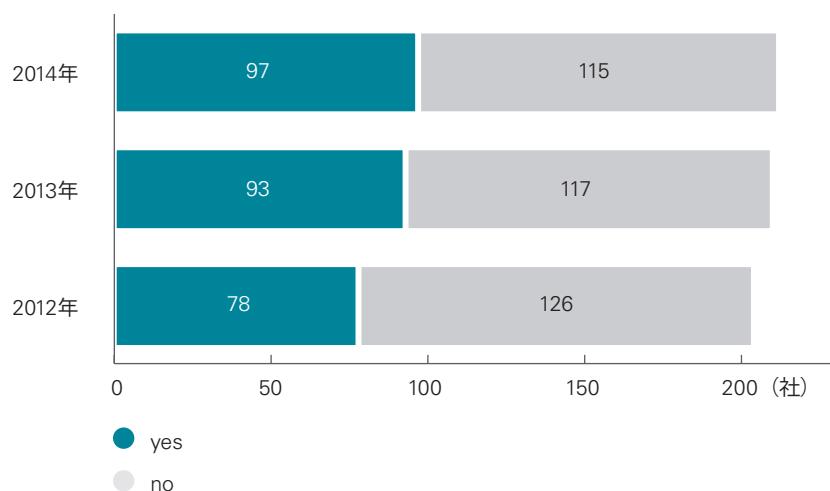
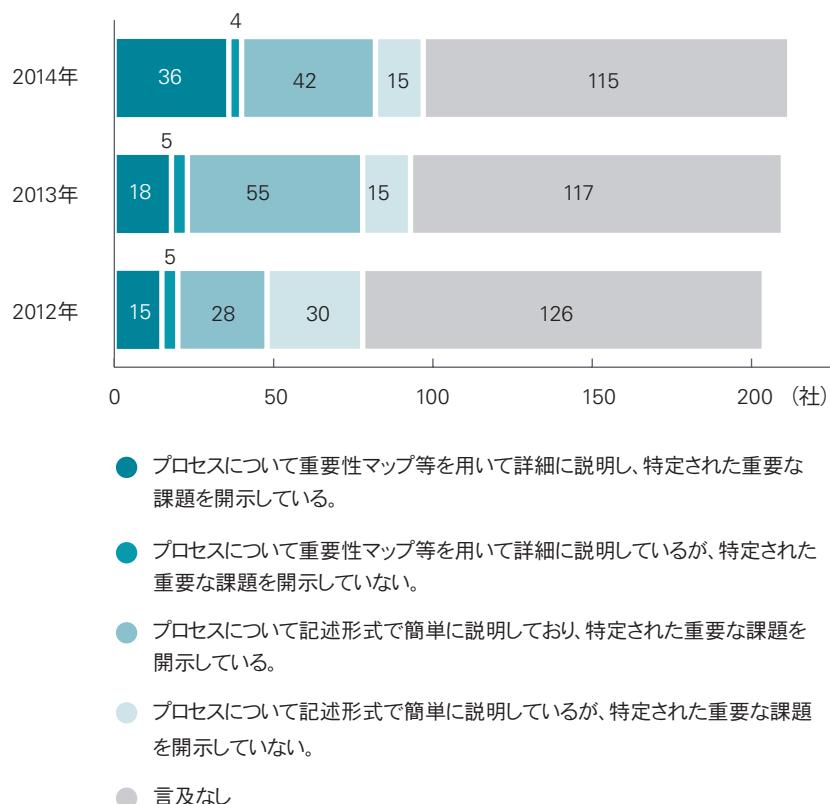


図3-1-2 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示状況

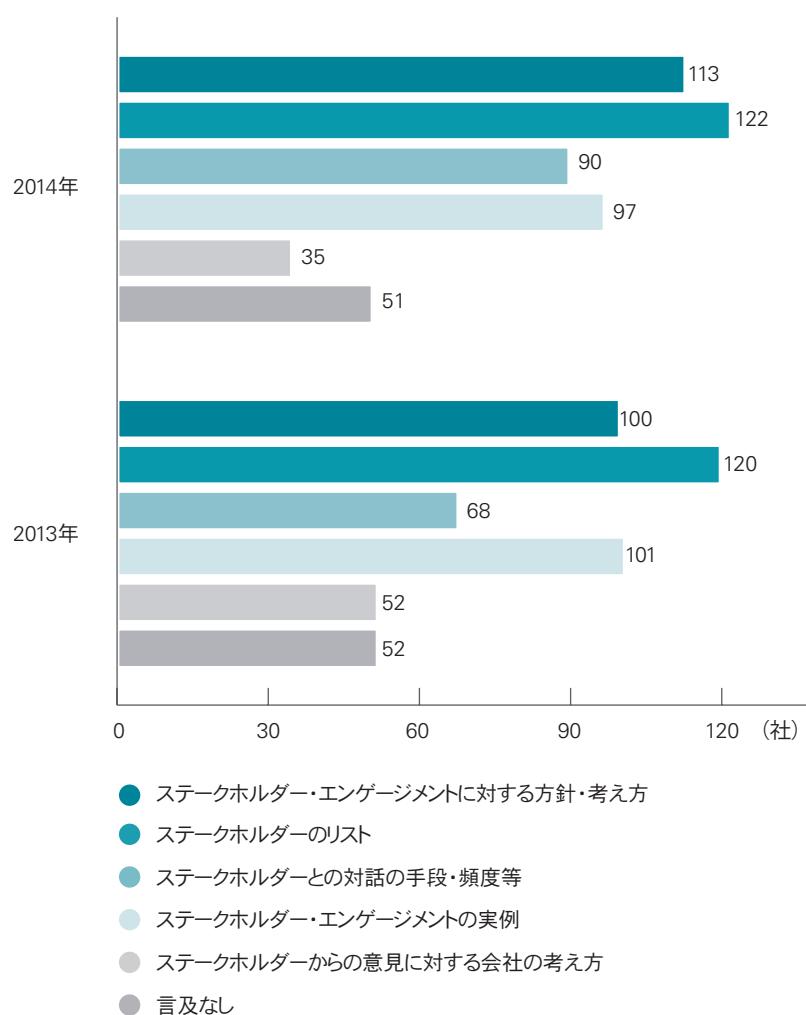


3-2. ステークホルダー・エンゲージメント

企業は、ステークホルダー・エンゲージメントを通じて多様なステークホルダーの関心事項や懸念事項を把握し、それに応じて自社のサステナビリティ課題の認識を見直したり、活動を改善したりすることで、ステークホルダーからの信頼を高めることができる。

ステークホルダー・エンゲージメントに関する開示については、ステークホルダーのリストを掲載している企業が122社（報告企業全体の58%）と最も多く、ステークホルダー・エンゲージメントに対する方針や考え方を説明している企業は113社（53%）、ステークホルダー・エンゲージメントの実例を掲載している企業は97社（46%）であった。一方、ステークホルダーからの意見に対する会社の考え方について開示している企業は35社（17%）であり、51社（24%）のレポートではステークホルダー・エンゲージメントについて全く言及されていなかった（図3-2-1）。

図3-2-1 ステークホルダー・エンゲージメントに関する開示



4. 個別報告項目

気候変動、水資源、人権、紛争鉱物など、企業が自らの操業やサプライチェーンにおけるリスクとして対応する責任が問われる領域が拡大している。本調査ではこうした個別課題に関する開示状況の推移を分析した。

4-1. 温室効果ガス排出量に関する開示

気候変動に関する情報開示の重要性は既に広く認識されているが、温室効果ガス排出量の削減目標を開示している企業数は僅かながら減少している(図4-1-1)。この背景としては、原子力発電所の稼働停止により電力のCO₂排出係数が上昇しており、また、国全体での削減目標が未だ定まっていないといったことから、新たな目標を設定しかねている企業があるものと考えられる。

こうした外部環境が企業の目標設定に及ぼす影響は、目標の設定期間を短期、中期、長期の3つの区分に分けて見ると一層明らかであり、長期目標を定める企業が増加している一方で、年度目標を開示している企業は大きく減少している(図4-1-2)。

ただし、2020年以降の世界の気候変動対策の大枠が合意される予定となっている国連気候変動枠組条約の第21回締約国会議(COP21)を2015年末に控えて、日本政府も2020年以降の温室効果ガス排出量の削減目標を定める必要があり、企業もそれに合わせて徐々に新たな削減目標を設定していくことが予想される。

温室効果ガス排出量は、スコープ1(組織の事業活動(燃料の使用など)によって直接排出される温室効果ガス排出量)、スコープ2(外部から供給される電気や熱の使用に伴って間接的に排出される温室効果ガス排出量)、およびスコープ3(スコープ1、2以外の間接的排出量)に区分される。スコープ3排出量に関しては、2011年9月にThe Greenhouse Gas Protocol(GHGプロトコル)がスコープ3排出量の算定・報告基準を公表し、2012年3月には環境省と経済産業省が「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」を公表(2014年3月に改訂)するなど、算定や報告のための枠組や基準の整備が進んでいる。また、CDPや日本経済新聞社による環境経営度調査等の評価基準にスコープ3排出量の開示が組み込まれたこともあり、開示要求は高まっている。

図4-1-1 温室効果ガス排出量削減目標の設定

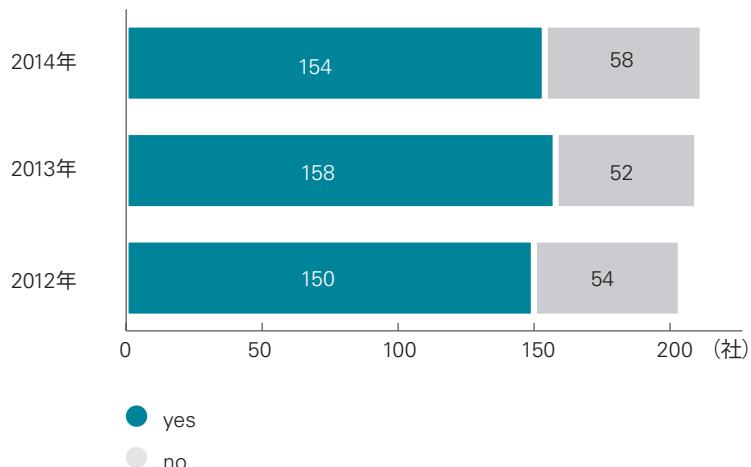
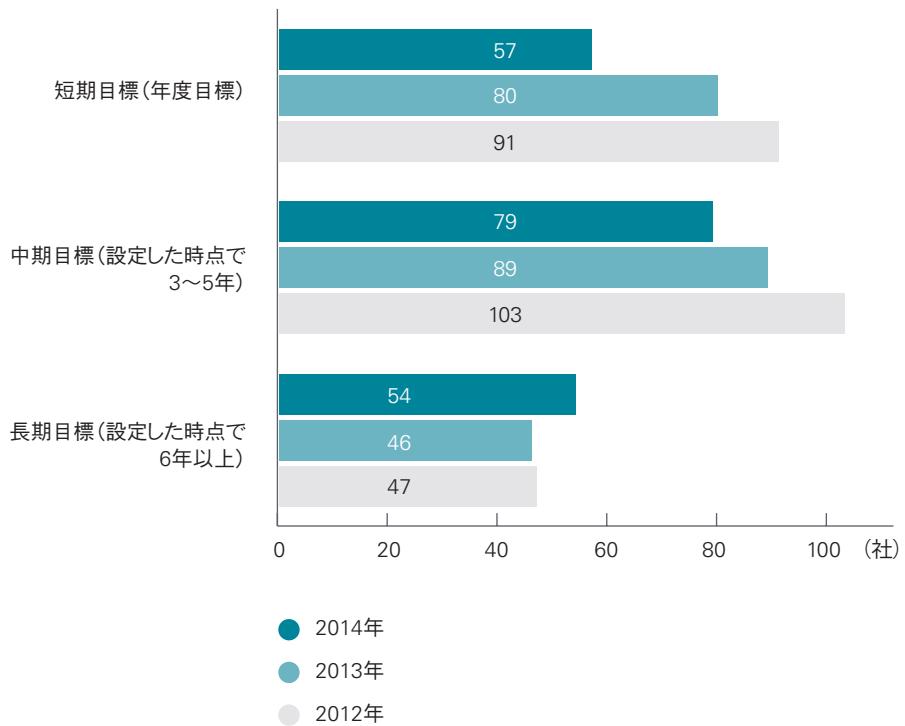
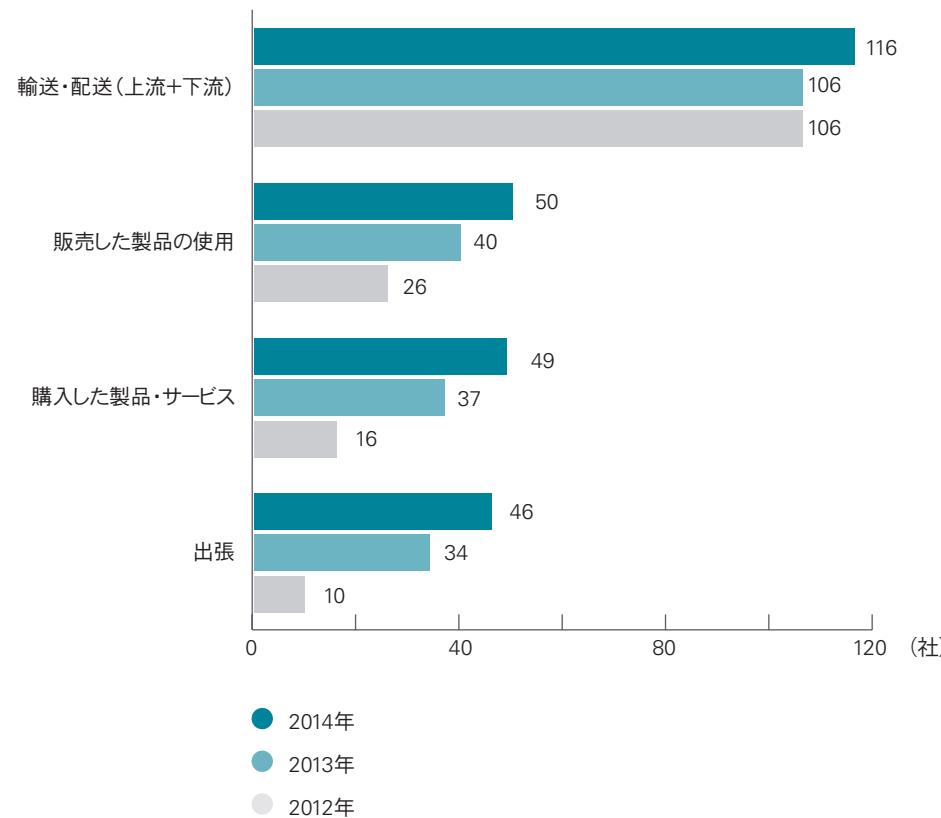


図4-1-2 温室効果ガス排出量の目標設定期間



こうした動向を受け、企業のスコープ3排出量の開示状況には一定の進展が見られる。何らかのスコープ3排出量を開示している企業の割合は前年と同レベルの58%であったが、カテゴリ別に見た場合には、情報を開示している企業の数は全てのカテゴリにおいて前年から増加している。特に、製品使用、調達、従業員の出張といったカテゴリについては、開示が着実に増えていることがわかる(図4-1-3)。

図4-1-3 スコープ3排出量開示の推移(上位4カテゴリ)



4-2. 水資源に関する開示

人類が利用可能な水資源の量には限りがある一方で、人口増や新興国の経済発展に伴い、水に対する需要は増加している。2015年1月に発行された世界経済フォーラムのレポート⁶では、水に関するリスクがインパクト(影響度)の大きいグローバルリスクの1位として挙げられるなど、水不足や地下水位の低下といった水供給危機は、企業活動の制約条件としても注目されている。

そうした中で、日本企業の海外展開は進んでおり、日本企業のサプライチェーンも中国やアジア諸国を中心にグローバル化が進展している。こうした地域における水ストレスはこれまで高かったが、経済発展に伴う農産物や工業製品の生産増による淡水需要の増加により、水ストレスはますます深刻になると予想される。日本企業はサプライチェーンにおける水ストレスの影響を一層受けやすくなるといえる。

しかしながら、水資源に関しては、多くの企業が事業活動におけるマテリアルフロー情報の一部として水資源投入量を開示するのみにとどまっている。水資源投入量(絶対量)については180社(85%)と大半の企業が開示を行っている一方、絶対量または原単位での水資源投入量の目標を設定している企業は44社(21%)、水資源に関するリスクと機会について言及する企業は25社(12%)となっている(図4-2-1)。

また、サプライチェーンにおける水使用に伴うリスク情報を開示している企業は、前年までに引き続きほぼ皆無であり、サプライチェーンにおける水リスクに対する認識や取組が進んでいるとは言い難い。

4-3. 人権に関する開示

自らの操業における人権尊重や保護に関する開示の状況については前年から大きな変化は見られず、全体的に微増にとどまる。サステナビリティレポート発行企業全体の75%にあたる158社がその基本的な方針やコミットメントを表明しているが、リスク評価や人権デューデリジェンスのプロセス、人権に関するモニタリングの結果を開示している企業はまだ少数(それぞれ全体の11%と5%)であり、自社における人権保護の状況を把握しようとする動きは弱い(図4-3-1)。

他方、アンケートやサプライヤー監査などを通じてサプライチェーンにおける人権リスクを管理していると説明している企業は、自社の人権リスクを管理しているという企業よりも多い。企業活動がグローバル化する中で、サプライチェーンにおける人権リスクをより重大に捉える企業の姿勢がうかがえる(図4-3-2)。

図4-2-1 水資源に関する開示

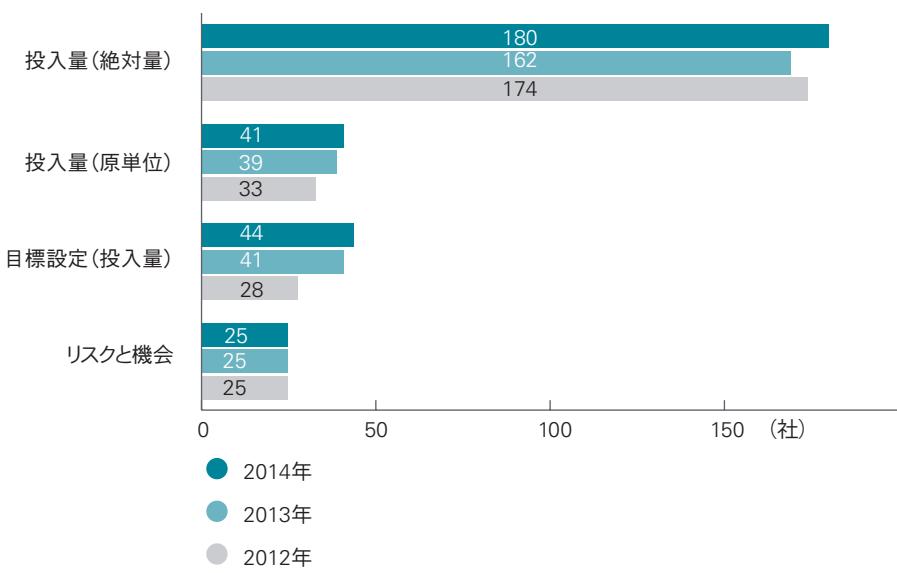


図4-3-1 人権に関する開示内容(自社)

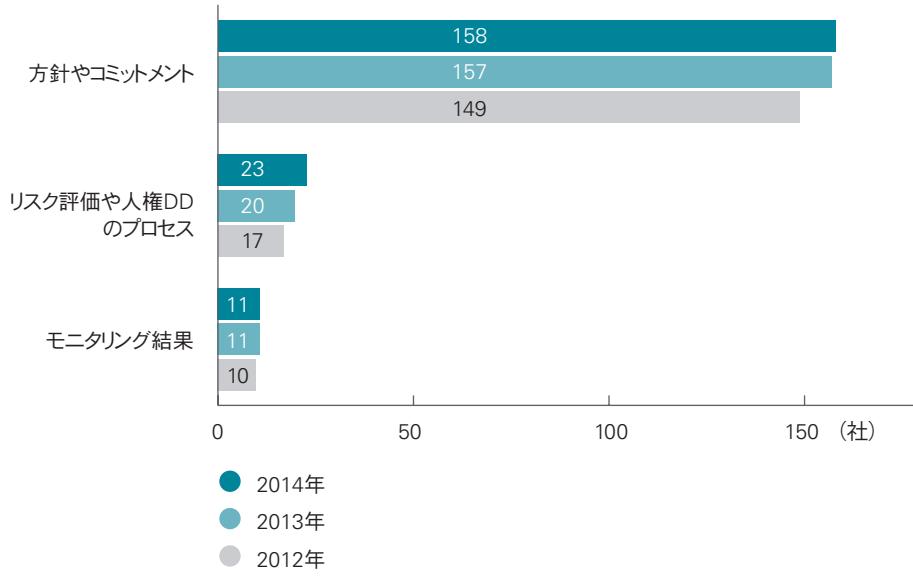
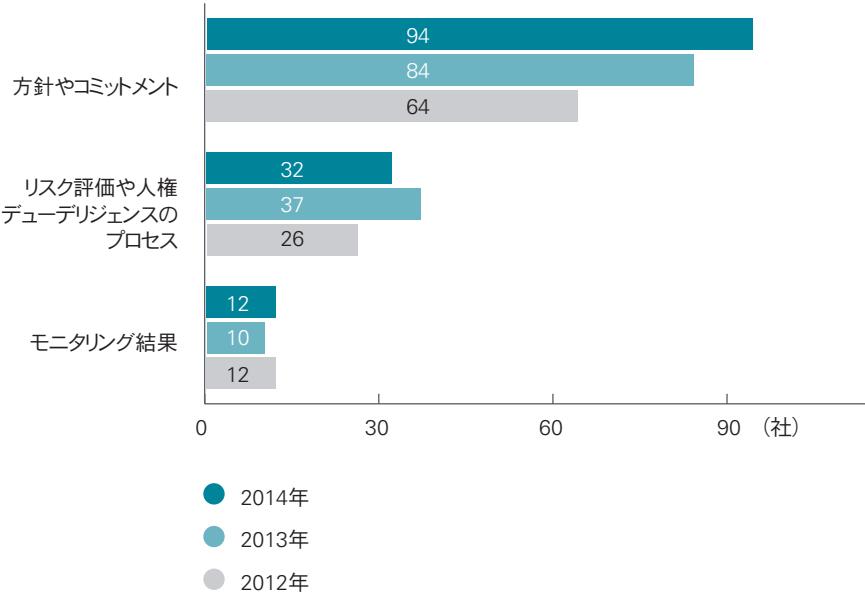


図4-3-2 人権に関する開示内容(サプライチェーン)



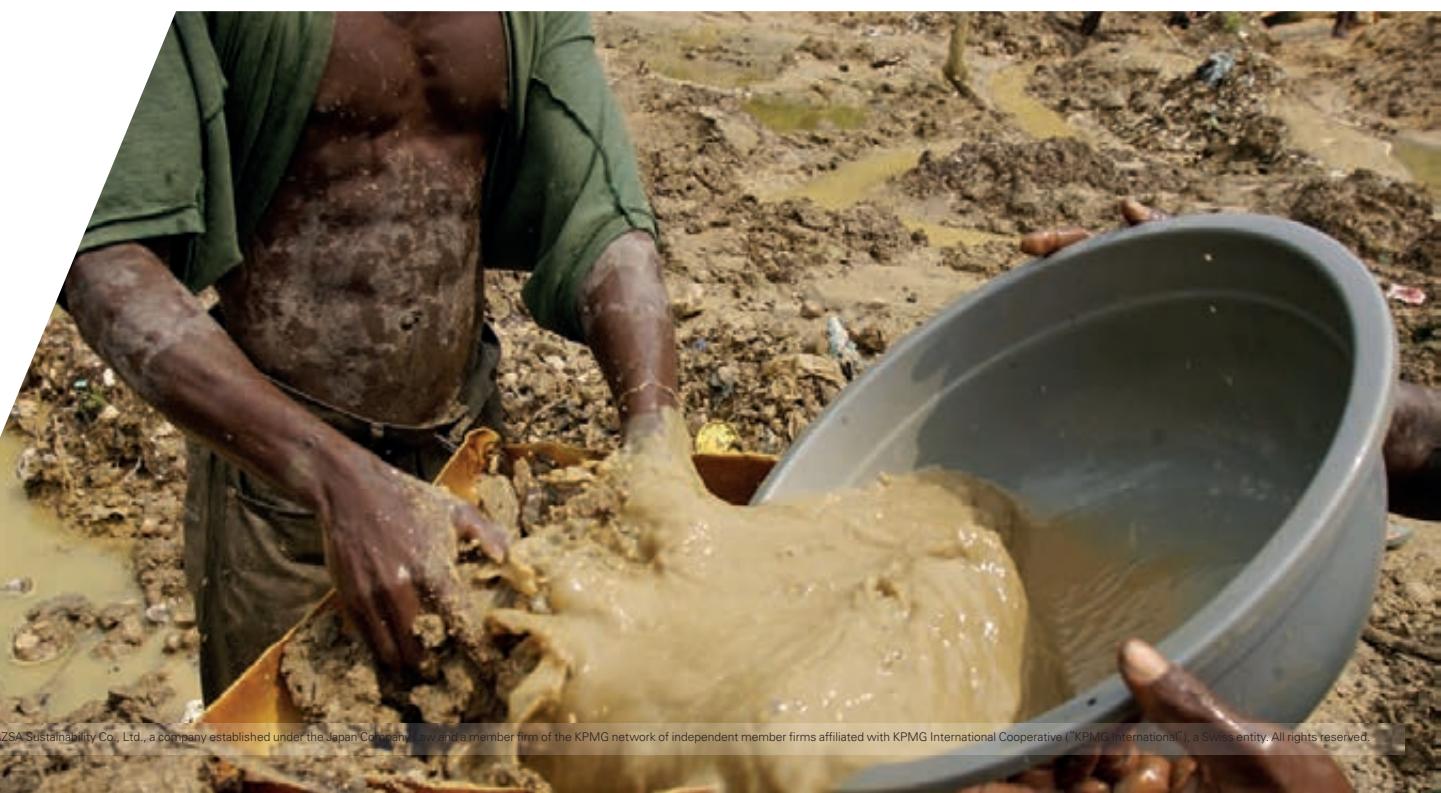
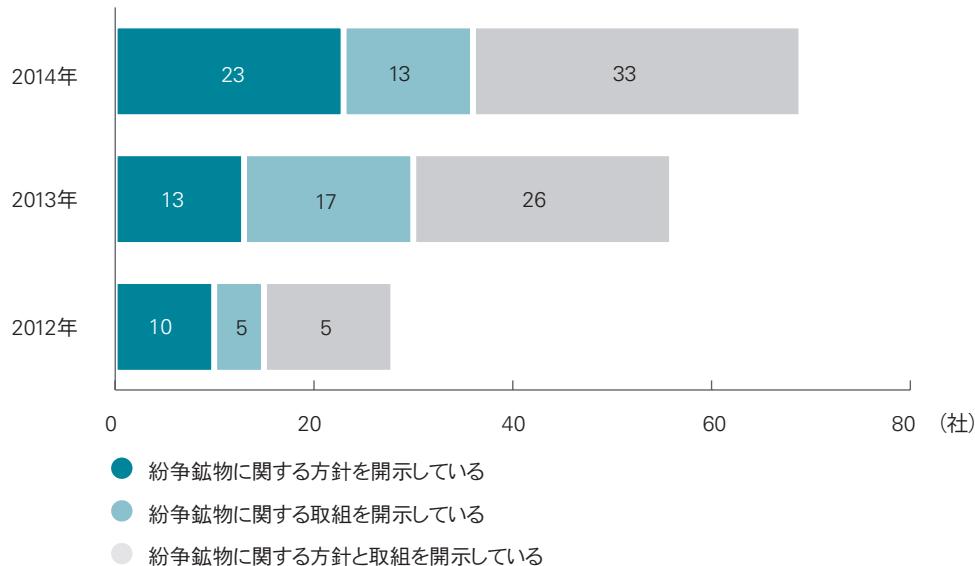
4-4. 紛争鉱物に関する開示

金、スズ、タンタル、タンクスチーンの4鉱物は、コンゴ民主共和国やその周辺国において武装勢力や反政府組織の資金源となっている場合があり、企業がこうした鉱物を調達することが間接的に非人道的行為や紛争の長期化、人権侵害を助長することにつながるとして、米国では紛争鉱物開示規則が成立し、欧州でも同様の目的の政策が検討されている。

米国証券取引委員会(SEC)が2012年8月22日に公表した金融規制改革・消費者保護法(ドッド・フランク法)の1502条に係る最終規則では、米国の証券取引所に上場する企業は、自社製品に「紛争鉱物」を使用しているか否かをSECに報告することが規定された。この規則は、SEC登録企業に対しサプライチェーンの調査およびデューデリジェンスの実施を求めており、電子機器・通信・自動車・産業機器を始めとした広範な業種のサプライチェーンにおいて、SEC非登録企業を含む多くの企業にその影響が及ぶものとなっている。

このような動きを受け、2014年のサステナビリティ報告では、69社が紛争鉱物に関する方針や取組を開示しており、前年から13社増加している(図4-4-1)。また、その69社の内訳を見ると、紛争鉱物に関する方針と取組の両方を開示している企業が33社と最も多かった。

図4-4-1 紛争鉱物に関する開示の内容



4-5. サプライヤー評価に関する開示

2014年のサステナビリティ報告におけるサプライヤー評価に関する具体的な開示状況を見ると、CSR調達方針について60%に相当する127社が開示している。しかし、サプライチェーンにおけるCSR関連のリスクや、それに対応する取組を開示している企業はそれぞれ57社、44社であり、CSR調達方針を開示している企業の半数程度にとどまっている。また、サプライヤー監査の結果など、取組の結果までを開示している企業はさらに少なく、報告企業全体の10%程度(21社)にとどまる(図4-5-1)。

サプライヤー評価の基準の内容に関しては、「グリーン調達基準」のように環境に関する基準による評価を行う企業が97社(46%)と最も多く、これに人権(児童労働、差別、強制労働等)に関する基準(79社、37%)、労働慣行(雇用慣行、労働安全衛生等)に関する基準(68社、32%)を適用する企業が続く。また、腐敗防止や反競争的行為など社会に及ぼす影響に関する基準により評価している企業数は56社(26%)となっており、前年と比較して6ポイント增加了(図4-5-2)。

腐敗防止は、日本企業の認識が比較的低かったテーマであるが、企業活動のグローバル化が進む中、近年、英米を中心に関公務員への汚職規制の強化が目立ってきている。米国では、外国企業を含む汚職の摘発件数の増加や罰則の強化が進められており、英国でも、2011年に「世界で最も厳格」とされる英國贈収賄禁止法(Bribery Act)が施行された。一方で、OECDによる日本の腐敗防止への取組不足に対する懸念表明もあり⁷、日本企業にとって、腐敗防止に関するコンプライアンス・リスクが高まっていると言える。企業が腐敗防止などの基準による評価を導入する背景の一つには、そうした動向があるものと考えられる。

図4-5-1 サプライヤー評価に関する開示

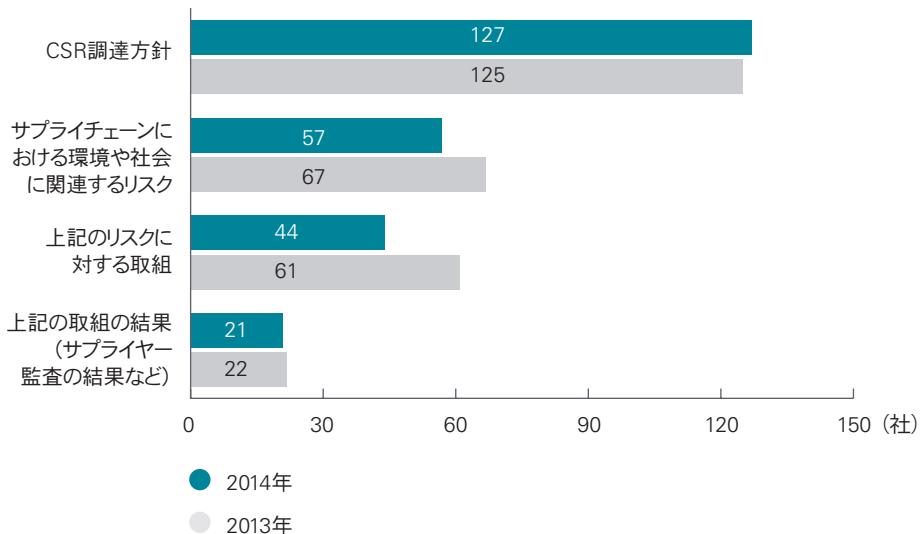


図4-5-2 サプライヤーの評価基準



⁷ Serious Concerns Remain over Japan's Enforcement of Foreign Bribery Law, Despite Some Positive Developments, <http://www.oecd.org/daf/anti-bribery/seriousconcernsremainremainoverjapanenforcementofforeignbriberylawdespite somepositivedevelopments.htm>

4-6. 人材の多様性に関する開示

労働力人口が減少していく中、産業の競争力を維持・強化していく上では、多様な人材の活用が欠かせない。特に、企業においては管理職や役員などの指導的地位への登用を含め、女性がその能力を最大限に活用することが期待されている。

欧州においては、EU域内の上場企業などを対象に社外取締役の女性比率を確保するクオータ制導入を義務付ける指令案(EUクオータ指令案)が欧州議会本会議で2013年11月に賛成多数で可決した。現在は閣僚理事会で審議が続いているが、フランス、ドイツなどでは既にクオータ制導入を義務づける法案が成立しており、英国においても、制度開示において取締役会の女性比率の開示を義務付けるなどの政策的取組が進んでいる。

日本においても2014年10月23日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」の一部が改正され、有価証券報告書等において、各会社の役員の男女別人数および女性比率の記載が義務化される。これは、2015年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等より適用される。

また、政府は大企業や国、地方自治体に女性登用の数値目標設定と公表を義務付ける女性の活躍推進法案を2015年通常国会に提出(2015年2月20日)しており、その早期成立を目指している。

2014年の報告では、マネジメント層における男女比率(あるいは女性比率)を開示している企業は、管理職については92社(43%)、役員については42社(20%)にとどまっているが(図4-6-1)、開示は今後大きく進展すると考えられる。

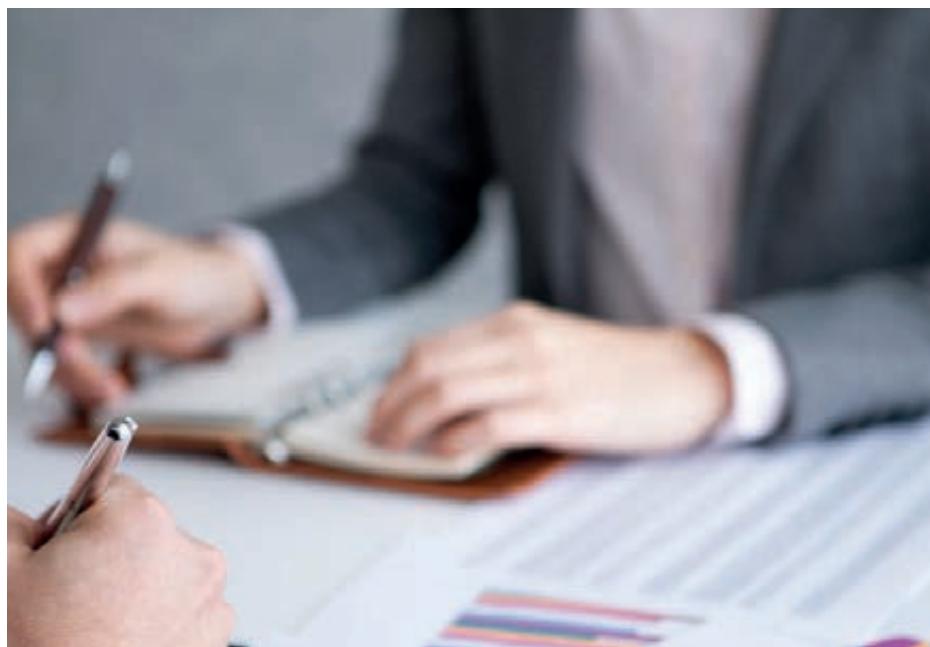
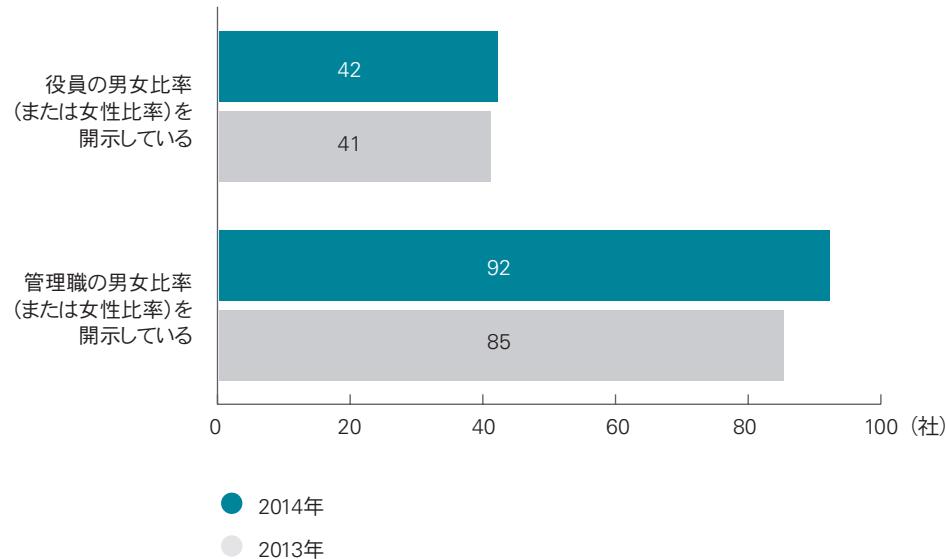


図4-6-1 管理職・役員の女性比率に関する開示



5. おわりに

調査対象企業の94%がサステナビリティレポートを発行している状況であり、ほぼ飽和状態に達したとも言える。また、第三者保証を受ける企業も着実に増加しており、サステナビリティレポートを発行している企業の3割が第三者保証を受けている。このような改善は見られるものの、いくつかの領域においては課題が残っていると言える。

重要性(マテリアリティ)

2014年には、GRIガイドライン第4版(G4)やIIRCの統合報告フレームワークを利用するレポートも見られるようになっている。これらのガイドラインやフレームワークは、報告内容を決定するために情報の重要性(マテリアリティ)をどのように検討したかというプロセスやその結果として特定された重要な課題についてレポートの中で説明することを求めていた。重要性についてレポートの中で説明を行うということは、サステナビリティ情報の開示における大きな方向性であると言える。

日本企業の現状を見ると、重要性の検討プロセスや最終的に特定された重要な課題について開示する企業はたしかに増えているが、そのような企業はまだ過半数に至っていない。つまり、G4ガイドラインやIIRCフレームワークの原則にかかる部分で、本質的な要素を欠くレポートがまだまだ多いという現状にある。多くの日本企業にとって、2014年はG4ガイドラインやIIRCフレームワークへ対応するための過渡期であったと推測されるが、2015年以降、重要性の検討プロセスや最終的に特定された重要な課題についてどれだけの企業が新たに開示を行うかが注目される。

サプライチェーンにおけるリスクの管理

人口増加や経済成長、消費者の嗜好や消費パターンの変化などにより、世界における資源需要は今後も増大することが見込まれている。また、日本企業の操業やサプライチェーンのグローバル化が進展している一方で、サプライチェーンも含め、製品が生産される過程において環境や人権に関する問題がなかったかどうかについてのNGOや消費者の追及はますます強くなっている。こうしたことを背景として、企業には、自らの直接の操業におけるリスクだけでなく、サプライチェーンにおけるリスクについても評価を行い、対応を行うことが求められている。しかし、本調査の結果からは、サプライチェーンにおけるリスクに対する日本企業の対応は見えにくい。

2015年以降、サプライチェーンにおけるリスクへの対応に関する日本企業の情報開示がどのように拡大していくか、注目される。

KPMGあずさサステナビリティについて

KPMGあずさサステナビリティは、KPMGとして世界的に統一された方法論に基づきサステナビリティレポートに対する第三者保証業務を行っているほか、サステナビリティ報告の高度化に対する支援、環境・安全コンプライアンス調査や人権デューデリジェンス支援などを通じた企業のCSRの領域におけるリスクマネジメントの支援を提供しています。

50ヵ国以上で約700名の専門家を擁するKPMG Climate Change & Sustainability Services (CC&S)の世界的なネットワークを活用し、企業がサステナビリティに関連する経営上の課題に対処することを支援しています。



Contact us

斎藤 和彦

KPMGあづさサステナビリティ株式会社
代表取締役
T: (03) 3548 5303
E: kazuhiko.saito@jp.kpmg.com

船越 義武

KPMGあづさサステナビリティ株式会社
代表取締役
T: (03) 3548 5303
E: yoshitake.funakoshi@jp.kpmg.com

松尾 幸喜

KPMGあづさサステナビリティ株式会社
取締役
T: (06) 7731 1304
E: yukinobu.matsuo@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/sus

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、
的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。
何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバ
イスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the
KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss
entity. All rights reserved. 15-1513

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

Publication date: April 2015